目黒区保健医療福祉計画改定素案に対するパブリックコメントの実施結果について

１　パブリックコメントの概要について

「目黒区パブリックコメント手続要綱」（平成２１年２月２５日制定）に基づくパブリックコメントとして、令和２年１２月５日から令和３年１月１２日まで目黒区保健医療福祉計画改定素案に対するご意見を募集しました。改定案を策定するに当たり、お寄せいただいたご意見とそれに対応する検討結果をパブリックコメントの実施結果としてまとめています。ご意見は、原則として全文を掲載していますが、長文にわたるものについては、趣旨を損なわない範囲で一部省略、要約又は分割している場合があります。

２　パブリックコメントの集計結果

（１）提出者数

ア　パブリックコメント募集		メール	ＦＡＸ	持参	計
	個人	7	1	3	１１
	団体	1	1	0	2
	議会	1	0	2	3
	計	9	2	5	１６
イ　区民説明会					0
合　計					１６

【参考】パブリックコメントとして取り扱わなかったもの
なし

【パブリックコメント募集】
○募集期間：令和２年 12 月 5 日～令和３年１月 12 日
○周知方法
ア　めぐろ区報（12/5 号）、目黒区ホームページ等
イ　素案閲覧・配付場所
目黒区総合庁舎区政情報コーナー・健康福祉計画課・介護保険課・障害施策推進課、地域包括支援センター、地区サービス事務所（東部地区を除く）、住区センター、図書館

【区民説明会】
○第１回：令和２年 12 月 10 日（木）10：00～14：00、Ｅ会議室
来場者 47 人
○第２回：令和２年 12 月 13 日（日）10：00～16：00、大会議室
来場者 12 人

（２）パブリックコメントの検討結果一覧

対応区分	内　　容	件数
1	ご意見の趣旨に沿い、改定案に反映します。	5
2	ご意見の趣旨は素案に取り上げており、その趣旨に沿って計画を推進します。	１９
3	改定案には取り上げませんが、事業運営の中でご意見の趣旨に沿って努力します。	４９
4	ご意見の趣旨は、今後の検討課題であると考えます。	１４
5	ご意見の趣旨に沿うことは困難です。	4
6	その他（１～５のいずれにも該当しないもの）	4
合　　計		９５

（３）分野別意見数

分野名	件数
素案全般	7
第１章　計画の概要	1
第２章　計画の基本的な考え方	5
第３章　地域保健福祉を推進する施策　　第１節　地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の充実	４７
第３章　地域保健福祉を推進する施策　　第２節　地域における自立した生活への支援	１６
第３章　地域保健福祉を推進する施策　　第３節　生涯現役社会・エイジレス社会の推進	3
第３章　地域保健福祉を推進する施策　　第４節　障害のある人への支援の充実	1
第３章　地域保健福祉を推進する施策　　第５節　子育て・子育ちへの支援の充実	5
第３章　地域保健福祉を推進する施策　　第６節　健康で安心して暮らせるまちづくり	１０
合　　計	９５

3　目黒区保健医療福祉計画改定素案に対する提出意見と検討結果

番号	区分	種別	意　見（要旨）	関係所管	対応区分	検討結果（対応策）
素案全般について						
1	個人	メール	計画の具体化に当たって、各事業の数値目標は、需要を踏まえるとともに、地域格差の解消と対象者・団体の意見を十分に反映すること。	健康福祉計画課	2	ご意見の趣旨に沿って、各計画事業は、区民の皆様や関係者のご意見を伺い、ニーズを十分に把握した上で実施していきます。
2	個人	メール	計画の具体化に当たって、計画実現の財源確保のために、国・東京都に必要な支援を求めること。	健康福祉計画課	3	計画の実現において、財源確保は大変重要であると認識しています。必要に応じて国や都に要望していきます。
3	個人	メール	計画の具体化に当たって、事業運営においては公設公営を原則とすること。	経営改革推進課 健康福祉計画課	5	行財政資源に限りがある中で、民間が主体となって事業を行うことが可能な分野を民間事業者に任せることにより、生み出された行財政資源を区民の安全安心な生活を守る施策や新たな重要課題への対応に振り向けることができると考えています。 また、民間活力の活用の目的はコスト削減だけではなく、民間のノウハウ・アイデアを活用することにより、より良質なサービスの提供にもつながります。 以上から、民間活力の活用については、今後も推進していきます。
4	個人	メール	計画の具体化に当たって、事業運営における対象者の意見を踏まえて、区としての制度改善についての提言を都・国に向けて発信すること。	健康福祉計画課	3	各事業の実施において対象となる方のご意見を伺うことは大変重要であると認識しています。各制度の改正については、今後とも必要に応じて国や都に要望していきます。
5	個人	メール	新型コロナウイルスの教訓を生かせ。計画改定の背景の中で、新型コロナウイルス感染拡大から区民の命と暮らしを守り抜く立場が弱い。第3章地域保健福祉を推進する施策の全般にわたり、このことが弱点になっている。しっかり記述すべきである。	健康福祉計画課	3	素案策定においては、地域福祉審議会答申の内容を踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大の影響により新たに生じた課題についても検討し、施策への反映を図りました。今後とも区民ニーズを十分に把握しながら施策を推進していきます。

番号	区分	種別	意　見（要旨）	関係所管	対応区分	検討結果（対応策）
6	個人	メール	区は、全国市長会を通じて自治体の立場から国に言うべきことを言え。積極的にやらないことの隠れ蓑にするのではなく、どう国に（PCR検査の全額負担などの要求を）実現させるのか、目黒区が先行して実行し、その実証事実結果を国や都に突きつけ、自治体要求を連帯して打開する道を進むべきである。	政策企画課 感染症対策課	6	全国市長会を通じた国の施策及び予算に関する要望は、特別区長会事務局において 23 区取りまとめて提出しています。 なお、現在、集団感染が懸念される施設等のPCR検査については、施設等の状況を調査した上で、必要に応じて区が実施しています。
7	個人	FAX	基本目標6「健康で安心して暮らせるまちづくり」については、地域福祉審議会でほとんど議論されていないと思う。各委員から専門的見地の意見をいただきたい。	健康福祉計画課 健康推進課	6	地域福祉審議会では、計画の基本理念と福祉分野の重点課題を中心に議論が行われました。委員の皆様には、今後開催される会議において、計画内容についてご説明していきます。
第１章　計画の概要						
8	個人	メール	コロナ禍で、保健医療福祉の役割の大変革が求められている。1980 年代からの構造改革で社会保障費が抑制され、病床削減や病院の統廃合、医師・看護師数も抑制され、保健所も大きく削減されてきた。医療制度の改悪で効率最優先が求められ、100％近い稼働にしないと経営が保てない。新型コロナウイルス感染症による医療崩壊は、こうした医療政策の誤りの中で起きている。感染症指定病床の 94％は公立・公的病院が担っている。患者がなくても病床確保が必要である。医療や公衆衛生を拡充する方向に転換すべきである。医療や介護を切り捨てるやり方でなく、ケアに手厚く、個人の尊厳を大事にする社会に大転換することこそが求められている。今回の計画に明記すること。	健康福祉計画課 健康推進課	3	だれもが住み慣れた地域で自分らしく続けることができるように、「個人の尊厳と人間性の尊重」を基盤とした「自立生活の確立」、「健康寿命の延伸」、「地域の支え合いの推進」を計画の基本理念にするとともに、各施策の推進においては、保健・医療・福祉などの必要なサービスを切れ目なく総合的に提供されるようにする等の基本的な考え方を示しています。

番号	区分	種別	意　見（要旨）	関係所管	対応区分	検討結果（対応策）
第２章　計画の基本的な考え方						
9	議会	持参	計画の背景では、前回に引き続き地域共生社会の実現に向けた取組を推し進めるとしている。しかし、国が掲げる「地域共生社会」は、地域福祉推進の主体に地域住民等を位置づけ、住民等に複雑化した課題の解決を求めている。その一方で、国、地方自治体は、支援者や住民をつなぐ共助の場の創設や、連携強化などの役割にとどまっている。これでは、地域福祉の理念をゆがめ、公的責任の更なる後退につながる。ボランティアや住民による支え合いを否定するものではないが、計画の基本理念には、区としての福祉基盤整備と公的役割を第一に明記すべきである。	健康福祉計画課	5	福祉分野における基盤整備は、区が推進すべき重要な課題であると認識していますが、計画の基本理念は、地域福祉審議会答申に沿っており、社会情勢の変化や区の現状、課題にも対応した適切な内容であると考えています。
10	個人	メール	2017 年、「地域包括ケアシステム強化のための介護保険法改正案」が国会で採決が強行された。「地域共生社会」の名目で高齢者、障害者などへの施策をひとまとめに「『我が事・丸ごと』地域づくり・体制の整備」は危ういものである。これが公的な社会保障費の削減路線と結びつき、国や自治体が地域福祉から手を引き、地域住民の「自助・共助」に役割を押し付けるものだ。高齢者、障害者などの施策を自主努力や助け合いに丸投げすることは、今でも弱まっている地域の社会保障の仕組みをさらに不安定にする危険な方向である。高齢者と障害者の施策を一体化する方向を強めることにも障害者・家族の異論が上がっている。 国と自治体が公的責任を果たしてこそ憲法25条に基づく政治が生かされる。ところが、今回の計画素案は、さらなる「自助・共助」＝自己責任の押し付けが全体に貫かれ、「公助」＝住民福祉の増進を第1とする自治体の責任が後退している。しっかり明記すべきである。	健康福祉計画課	3	団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年、高齢者人口がほぼピークを迎える2040 年を見据え、「地域包括ケアシステム」の考え方を高齢分野だけでなく、障害、子育て、生活困窮等の分野にも広げ、分野を超えた包括的な支援体制を充実させていくことが必要であると考えています。計画は、自助・共助を押し付けているものではなく、区が責任を持って地域福祉の推進、包括的支援体制の充実を図っていくことを示しています。

番号	区分	種別	意　見（要旨）	関係所管	対応区分	検討結果（対応策）
11	個人	メール	新型コロナウイルス感染症対策にジェンダーの視点を。コロナ対策の最前線で働いている医療・福祉従事者の7割以上が女性である。また、こうしたケア労働に従事している女性の多くは低賃金・不安定な非正規雇用労働者で、真っ先に切り捨ての対象となる。高齢家族の感染防止のケアや介護を担ったりしているのも、多くの場合女性である。外出自粛と生活不安のストレスが、家庭内でのDVや虐待の危険を高めている。こうした記述を補うこと。	健康福祉計画課 高齢福祉課 人権政策課	3	コロナ渦の影響により外出機会の減少による精神的ストレスの蓄積や介護負担の増大、また経済的問題が要因となりDVや虐待につながることが危惧されています。一人で抱え込むことのないよう相談しやすい環境の整備や虐待に至る前に予防する支援体制を引き続き強化することが重要だと考えます。
12	個人	メール	コロナ後の保健医療福祉の人材確保は公務員を中心にし、民間も含め人材育成には国と自治体が責任を持て。地域の課題を解決するには、困っている人に寄り添い、住民が解決に向けて踏み出せるよう支援していく。そうした力を備えた人材が欠かせない。国は、地域共生社会のまちづくり指針を作ってあとは地域にお任せというのでは、納得は得られない。国が責任を持って要となる人材を育成する必要がある。	健康福祉計画課	3	地域住民が抱える複雑化・複合化した課題を受け止め、解決に向けて支援していくために、相談支援に従事する職員の人材確保・定着・育成は、大変重要な課題であり、施策に掲げています。区や関係機関の職員対して、ソーシャルワーク機能の向上を目指した研修を実施するなど人材育成の推進を図っていきます。
13	個人	FAX	保健医療福祉計画概要版を作成する際は、概要版にも「基本的な考え方」を掲載してほうがよいのではないか。	健康福祉計画課	3	概要版については、ご意見の趣旨に沿って作成を進める予定です。
第３章　地域保健福祉を推進する施策						
第１節　地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の充実						
１　包括的相談支援体制の充実						
14	議会	持参	包括的相談支援体制の構築において、相談者側への支援が遅れないようにするため、何の支援サービスが可能であり、何をするべきなのか等の最新情報が区の中核組織で総合調整、集約できるシステム構築を要望する。	福祉総合課	3	目黒区では、保健福祉分野の横断的な包括的相談支援体制の充実のため、8 部局にわたる全庁的な「生活困窮及びふくしの相談庁内連携会議」を設置しています。さらに、連携会議の下部組織として、実務者会議を設置し、具体的な情報共有及び事例検討等を通して、連携強化と各課におけるソーシャルワーク機能の向上を図っています。今後とも、最新情報の収集及び共有に努め、相談者を支援していきます。

番号	区分	種別	意　見（要旨）	関係所管	対応区分	検討結果（対応策）
15	議会	持参	包括的な支援体制や断らない相談支援は、その必要性はあるものの、民間への丸投げや、財政的にも人的にも十分な裏付けがなく、このままでは実効性が確保できない。8050 問題やダブル介護などの問題は、社会保障制度の後退と担い手である公務員が削らされ、制度から遠ざけられた結果である。自己責任の強調で、助けを求められなくなって社会的に孤立を深めている実態がある。包括的支援体制の強化というのであれば、公務員の役割を明記し、常勤職員の増員も含め、具体的にすべきである。	健康福祉計画課 福祉総合課	4	区では、地域共生社会の実現を目指し、令和元年度から福祉総合課を設け、複合的な課題に的確に対応し、区民の多様な支援ニーズに応えていく体制としました。 しかしながら、公的サービスでは対応できない生活課題や制度の谷間で困窮する人が増加しています。複雑化・多様化する地域の課題に対応するため、令和3 年度より、住民とともに課題解決に取り組み、個別支援、資源開発や地域の仕組みづくりを進めるコミュニティ・ソーシャルワーカーを社会福祉協議会に配置し、地域づくりに向けた活動を推進します。 支援を必要とするものの自ら相談に行く力がないなど、地域の中で孤立している人を確実に支援につなげていくことが重要です。
16	議会	持参	複雑な課題に対応できるよう、相談に当たる職員のスキルアップを保障すること。そのための職員体制の充実を進めること。職員の削減はやめるべきである。	健康福祉計画課	4	相談支援に従事する職員が、制度横断的な知識やアセスメント力、調整力等を身に付け、高い倫理観を保持することを目指し、「ソーシャルワーク機能の向上」を計画事業に掲げているほか、福祉の各分野においても専門的な研修等を行っていきます。 今後とも必要な人員を適正に配置しながら、地域住民が抱える複雑化・複合化した課題の解決に向け、支援を充実させていきます。
17	議会	持参	区は、「地域の支え合い」との連携強化で、福祉の地域づくりを推進すると掲げている。複雑な課題を抱えた人たちが、地域で尊厳を持って生きていくためには、まずは、公的支援が保障されることが不可欠である。公的責任を前提として、住民の主体的な活動があるべきである。課題や困難を抱えた個人や世帯に対して、住民任せ、丸投げにならないようにすること。	健康福祉計画課 福祉総合課	3	地域の支え合い活動については、地域の自発性や主体性を損なわないように配慮しながら、活動が持続するよう支援するとともに、地域住民だけでは解決できない課題が生じたときは、専門職や関係機関と協働しながら、課題の解決を図っていきます。 令和3年度より、コミュニティ・ソーシャルワーカーを配置し、地域づくりを支援していきます。また、地域包括支援センターの地域支援コーディネーターは、ネットワークの構築や活動創出のコーディネートを行っています。公的責任を果たしながら、地域住民との協働による取り組みを進めていきます。

番号	区分	種別	意　見（要旨）	関係所管	対応区分	検討結果（対応策）
18	議会	持参	コミュニティソーシャルワーク機能の強化では、社会福祉協議会にコミュニティ・ソーシャルワーカーを置き、住民と連携して、対応困難な事例に取り組むとしている。アウトリーチ型や伴走型の支援を担うなど重要な役割を担うコミュニティ・ソーシャルワーカーと行政との連携が重要である。連携体制を密にして、適切な支援につなげること。	健康福祉計画課	2	令和3年度より、社会福祉協議会にコミュニティ・ソーシャルワーカーを配置するとともに、新たに健康福祉計画課に地域づくり支援の担当を置き、コミュニティ・ソーシャルワーカーをバックアップしながら、関係機関との連携を強化していきます。
19	個人	メール	計画事業「地域包括支援センターにおける相談支援体制の充実」について。コロナ禍で、窓口に来所できない人や職員の訪問を望まない人、遠方に住んでいる家族のために、オンライン診療にならい、個人情報の取扱いに注意した上で、総合相談にオンライン相談を導入してはどうか。	福祉総合課	4	地域包括支援センターにおいては、窓口や訪問による相談だけではなく、従来から電話による相談も受けています。オンライン相談については、今後の検討課題とさせていただきます。
20	個人	メール	多様なニーズに対応する包括的相談支援体制の充実について。地域包括支援センターと同じ建物内にある地区サービス事務所との連携があれば、相談体制だけでなく、まちのコミュニティづくりも地域包括支援センターで知ることができて、よりよいものができていくのではないか。世田谷区での社会福祉協議会、地域包括支援センター、まちづくりセンターの一体型相談窓口を見ると、職員の入れ替わりでうまくいかない面もあるようだが、子どもから高齢者までワンストップ相談窓口となっている。	福祉総合課	3	現在、地域包括支援センターは、地区サービス事務所に併設され、「住民に身近な保健福祉の総合相談窓口」として、高齢者を中心に障害者、子ども、生活困窮、複合課題等の相談を受けとめ、支援につなげています。地域包括支援センターの職員は、社会福祉協議会が事務局を担う協議体（地域の支え合い活動を話し合う場）の会議に参加しているほか、協議体主催のイベントに地区サービス事務所がオブザーバーとして参加するなど協働している事例もあります。今後も、よりよいコミュニティづくりのため、連携していきます。
21	個人	持参	福祉の総合相談窓口について～相談体制の必要性。支援を必要としている人のうち、電話や窓口、民生委員等に相談できる人は救済することができるが、相談窓口の存在を知らず、①助けてと言えない、②一人暮らしで誰にも話せない、③どうしてよいか分からない、と引きこもっている人を救済し、長期の継続支援が課題である。その解決策を担ってほしい。	福祉総合課 健康福祉計画課	1	区民への相談窓口の周知拡大を図り、自ら支援を求めることが困難な方に対しては、電話や窓口での受け身の支援だけではなく、積極的なアウトリーチを行っていきます。特に、ひきこもりの支援では長期的な支援が必要になります。令和 3 年度から社会福祉協議会に配置予定のコミュニティ・ソーシャルワーカー等、関係機関との連携を密に図りながら、相談支援体制の充実を目指します。 ご意見の趣旨は、改定案に反映します。

番号	区分	種別	意　見（要旨）	関係所管	対応区分	検討結果（対応策）
22	個人	持参	福祉の総合相談窓口について～経済的な問題。清潔で快適な（華美でなく）生活を送れる住環境、買い物を含めた食生活の問題、電話代や交通費不足で外出もできないなどを一つ一つ解決するため、自宅を訪問し、丁寧に聞き取り、本人が望む支援を話し合うこと。	福祉総合課	2	福祉総合課くらしの相談係では、ふくしの相談係、地域包括支援センター等関係機関と連携し、状況に応じて自宅訪問による相談・支援も実施しています。今後も、ご本人の気持ちに寄り添い、よりよい支援となるように取り組みます。
23	個人	持参	福祉の総合相談窓口について～地域の力。支援の必要な人を見聞きしたときには、地域の人、民生委員は福祉につなげることができるが、限界もあり、漏れてしまう人がいる。一人も見逃さない支援対策の構築を願う。	福祉総合課	1	支援が必要な方が、必要なサービスや社会資源につながるよう、地域の見守り等の地域力を高めて、誰ひとり取り残さないよう支援していきます。ご意見の趣旨は改定案に反映します。
24	議会	メール	支援を必要とする人々を地域の中から見つけ、住民と連携してコミュニティ・ソーシャルワーカーを配置して、その人を取り巻く生活課題に対応するとあるが、対象者を見つける機能が弱いと感じる。民生委員の強化や地域との関連が薄い人へのアプローチの仕方を検討すること。	健康福祉計画課	2	令和３年度より、コミュニティ・ソーシャルワーカーを社会福祉協議会に配置し、これまでの相談体制では対応が困難な「制度の狭間」にある問題、支援を必要とするが自ら相談に行く力がない個人や世帯への支援を、地域住民の力を借り、関係機関につないでいくことで安心して生活できる地域づくりを目指します。
25	個人	持参	コミュニティソーシャルワーク機能強化に期待する。「コミュニティ・ソーシャルワーカー」の配置により、平日の相談時間の延長、土日祝日の短時間でもよいが、相談窓口の開設を望む。また、アウトリーチ型の個別支援を強化し、きめ細やかに一人も見逃さず尊厳のある支援を望む。	健康福祉計画課	1	コミュニティ・ソーシャルワーカーを社会福祉協議会に配置し、地域で定期的に相談会等を開催したり、地域のイベントへの参加等を通じて地域住民との信頼関係を築いていきます。また、地域包括支援センターは、平日は午後7時まで、土曜日は午後5時まで開設しており、緊急時は夜間・休日も対応しています。今後とも、地域住民の相談を丸ごと受け止め、地域生活課題を把握しながら、関係機関につなぎ、解決に向けて支援していきます。 ご意見の趣旨は改定案に反映します。
26	個人	持参	コミュニティソーシャルワーク機能強化における人員の配置について。コニュニティー・ソーシャルワーカーは、福祉を理解し、優しく寄り添える人を望む。個別対応や時間外・休日などの相談も考えられるため、やる気（熱意）のある人を望む。外部・内部を問わず募集することを希望する。区内に少なくとも2名配置を望む。厳しい勤務も予想されるため、それにふさわしい手当・給料を望む。	健康福祉計画課	2	コミュニティ・ソーシャルワーカーは、8050 問題、ダブルケア、ひきこもりなど自らの課題を発信することが困難な人に寄り添うことが求められます。伴走型支援を行うことができ、熱意のある職員がその役割を担っていきますが、組織全体としてコミュニティソーシャルワーク機能を強化していくことが重要であると考えています。

番号	区分	種別	意　見（要旨）	関係所管	対応区分	検討結果（対応策）
27	個人	持参	コミュニティソーシャルワーク機能強化における他機関との連携について。相談者の問題は、多岐にわたると思われる。他機関・関係団体と支援のための仕組みづくりを強化し、スムーズかつ短期間に取り組めるよう連携してほしい。	健康福祉計画課	1	令和 3 年度、健康福祉計画課に地域づくり支援の担当を置き、関係機関と連携しながらコミュニティ・ソーシャルワーカーの配置を進めていきます。 また、地域の生活課題を把握し、解決していくため、地域住民、町会、自治会、民生委員・児童委員のほか、「住民に身近な保健福祉の総合相談窓口」である地域包括支援センター等と連携し、地域のネットワークづくりを進めます。ご意見の趣旨は改定案に反映します。
28	個人	持参	コミュニティソーシャルワーク機能強化について。地域を巻き込み、皆で見守る姿勢・眼が大事となる。PR を強化し協力をお願いする。自分（我が身）のこととととらえてもらうため、研修なども実施してほしい。	健康福祉計画課	1	コミュニティソーシャルワーク機能強化のためには、地域住民が地域の生活課題を「他人事」ではなく「我が事」としてとらえ、関係機関と連携していくことが重要です。コミュニティ・ソーシャルワーカーについては、関係機関への周知、研修を行うほか、地域へ情報発信も行っていきます。ご意見の趣旨は計画案に反映します。
29	個人	メール	地域包括支援センターは、高齢、障害、子ども、生活困窮、在宅療養などの身近な総合相談窓口として区民から大きな期待がされており、今後、個別ケースの対応とともに、「地域課題の解決」のために、その機能の充実が求められている。 地域包括支援センターを住民に親しみやすく、何の相談ができるかの機能を表す名称に改めること（他区では実施されている）。	福祉総合課	4	特別区においても、地域包括支援センターではなく、高齢者総合相談センター等の名称で運営している自治体の存在は認識しています。 目黒区では、地域包括支援センターを「身近な保健福祉の総合相談窓口」として、高齢者だけではなく、障害者、子ども、生活困窮者、在宅療養など福祉の各分野を「横断的・包括的」に、お住いの「地域で」相談を受け、住民の「支援」をしています。 住民の方に親しんでいただき、お気軽に困りごとをご相談いただけるよう、今後とも窓口の周知に努めていきます。

番号	区分	種別	意　見（要旨）	関係所管	対応区分	検討結果（対応策）
30	個人	メール	地域包括支援センターには、現状では、専門の3職種が配置されているが、丁寧な対応や緊急対応には、平日においても専門職員の複数名配置をして、運営体制を確立する必要がある。区役所閉庁時や夜間、休日の対応ではなおさらである。また、医療機関、消防、警察、宿泊施設との連携の充実が求められる。 勤労市民が相談できるように、日曜日及び祝祭日も相談できるような職員体制を充実すること。それに伴う関係機関との連携を強化すること。	福祉総合課	3	地域包括支援センターに配置している専門職の人員については、「目黒区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準を定める条例」で定めていますが、現状では、すべての包括支援センターにおいて、複数の専門職を配置しています。 働いておられる区民の方にご相談いただけるよう、平日は午後7時まで窓口を延長しています。また、土曜日は午前8時30分から午後5時まで地域包括支援センターが窓口を開設しています。日曜日については、コロナ禍への対応として、令和2年9月より第4日曜日に、総合庁舎において、健康福祉部職員による総合相談（サンデーコンシェルジュ）を実施しており、ご相談いただける状況となっています。 今後とも、相談の内容に応じて関係機関と緊密に連携できる体制整備に取り組んでいきます。
2　地域の支え合いの推進						
31	議会	持参	支え合いの仕組みづくりでは、地域での多様な担い手による多様なサービスの創出をうたっている。そこには、地域の活動団体、町会、自治会や住区住民会議、民生委員・児童委員などとの連携の強化を図るとしている。サービス提供の中心である目黒区の役割を明確にすべきである。介護などの課題解決のための仕組みづくりでは、地域住民やボランティアなどへの課題の押し付けや丸投げは行わないこと。	介護保険課 福祉総合課 健康福祉計画課	3	地域における支え合いについての課題や地域活動団体の状況の把握をするとともに、町会・自治会や住区住民会議、民生委員・児童委員などとの連携を図るため、生活支援コーディネーターを中心として、協議体において情報の共有、地域で何ができるかを検討しています。今後とも地域ケア会議で出された地域課題等の情報共有を行い、多様な担い手による多様なサービスの創出へとつなげるように取組を進めていきます。 今後、社会福祉協議会に配置予定のコミュニティ・ソーシャルワーカーと連携しながら、地域の支え合い活動をさらに推進していきます。

番号	区分	種別	意　見（要旨）	関係所管	対応区分	検討結果（対応策）
32	議会	持参	地域住民やボランティアなどが多様な支援の担い手として活動する際には、個人情報の取扱や複雑な課題を解決するスキルなど高い見識が必要となり、限界がある。それを踏まえた上で、地域の支え合いの推進に取り組むべきである。	介護保険課 高齢福祉課 健康福祉計画課	2	同事業の実施に当たっては、担い手に介護保険制度や高齢者の身体状況、認知症等への理解を深めていただくよう努めています。利用者の心身の状況変化など、専門職の関与が必要な場合には、地域包括支援センターが連絡を受け、関係機関と連携して支援していきます。
33	個人	メール	計画事業「地域における見守り活動の推進」について。見守りボランティアの中には、認知症への理解不足から、訪問ボランティアを辞めた人もいた。認知症への理解を深めるためにも、ボランティア登録時の研修マニュアルに盛り込む取組はいかがか。	福祉総合課	3	高齢者見守り訪問事業における見守りボランティアの登録時には、地域包括支援センターの職員が制度の趣旨や高齢者の接し方について研修を実施しています。研修内容については、認知症の理解をはじめ、必要に応じ見直しを行うほか、見守りボランティアの活動が負担にならないよう、地域包括支援センターによる支援体制も強化していきます。
34	個人	メール	見守りネットワーク（見守りめぐねっと）の推進について。ある地区では、管内事業者の登録を推進してきており、特にマンション管理人との顔の見える関係づくりを心掛けてきた。その結果、管理人の協力のおかげで、高齢者が助かった事例がある。土地柄、多くのマンション管理を行っていると思われる事業者と区の包括協定を提案する。	福祉総合課	3	現在、見守りネットワークの趣旨に賛同いただいたマンション管理組合を含め、約400の団体に、地域の見守り活動にご協力いただいています。今後とも見守りネットワークの拡充に努めるため、事業者との協定についても検討しながら、区民及び事業者へ理解と参加を働きかけていきます。

番号	区分	種別	意　見（要旨）	関係所管	対応区分	検討結果（対応策）
35	個人	メール	計画事業「めぐろシニアいきいきポイント事業の推進」について。介護保険認定者は不可を取り払い、要介護認定者の参加を認めてもよいのではないか。めぐろシニアいきいきポイント事業と福祉総合課が行う見守りボランティア活動の謝礼の重複が不可なので、その垣根を取り払ってみてはどうか。実際、見守りボランティアに登録した人で、めぐろシニアいきいきポイント事業でも活動している人がいる。重複不可と後から分かり、説明をし、納得いただいたが、希望者に不利益な仕組みではないか。	高齢福祉課	4	「めぐろシニアいきいきポイント事業」については、介護保険法に基づく「介護予防・日常生活支援総合事業」として実施しています。要介護認定者については、「介護予防・日常生活支援総合事業」の対象者ではないため、「めぐろシニアいきいきポイント事業」の対象に含めることはできません。 また、「めぐろシニアいきいきポイント事業」については、ボランティア活動の一環として行っており、社会参加やいきがいづくりを目的としています。このため、実費弁償的な必要最小限度の給付のみを行うこととしており、一つの活動に対して二重で給付が行われることがないように制度設計をしています。 ただし、ボランティア活動の無償性については、様々な考え方がありますので、社会情勢等を踏まえながら幅広い視点で制度の見直しを検討していく必要があると考えています。
36	個人	メール	計画事業「めぐろシニアいきいきポイント事業の推進」について。世田谷区のように、ポイント獲得をサポーターの介護保険料負担軽減につなげるのはいかがか。	高齢福祉課	4	「めぐろシニアいきいきポイント事業」は、高齢者の社会参加等に資することを目的としたボランティア活動の一環として行っています。このため、ボランティア活動の無償性の観点から、実費弁償的な必要最小限度の給付のみを行うこととしています。 現時点では、現金給付（保険料負担軽減を含む）よりも報酬としての性質が薄まり、商店街振興にも貢献できる目黒区商店街商品券とのポイント交換を行っています。ただし、ボランティア活動の無償性については、様々な考え方がありますので、社会情勢等を踏まえながら幅広い視点で制度の見直しを検討していく必要があると考えています。

番号	区分	種別	意　見（要旨）	関係所管	対応区分	検討結果（対応策）
37	個人	メール	計画事業「民生委員・児童委員の地域福祉活動の推進」について。精神障害者への理解の推進学習を提案する。	健康福祉計画課	3	民生委員・児童委員については、精神障害者への理解も含め地域福祉活動に必要な研修等を行っていきます。
38	個人	メール	住民全体のモチベーションを高めるために、ボランティアたちの感想をメディアで広めて、ボランティア活動精神を高く評価されるよう取り組んではどうか。	健康福祉計画課	3	目黒区社会福祉協議会の「めぐろボランティア・区民活動センター」では、活動するメンバーを支援しています。広報についてもさらに充実させていきます。
39	個人	メール	ボランティアの認識、目的、動機、可能性を明確にしてはどうか。無償で他人を助けて、自分は無限の喜びを得る。皆で環境を改善して、皆が平和に暮らせる。皆が参加しやすいボランティア活動を地域や学校で計画して、継続的に広げてはどうか。（町の掃除、ごみ拾い、リサイクル工房、近隣訪問、施設訪問、貧困者支援、ホームレス支援等）。住民が皆ボランティアになれば、地域共生社会が実現でき、生涯現役社会・エイジレス社会がスムーズに広がると思う。また、分野、年齢層、背景の異なる人達のつながりで、心のバリアフリーとなって、孤立や人材不足問題も解決できると思う。	健康福祉計画課	3	ボランティア活動のきっかけをつくるために、目黒区社会福祉協議会の「めぐろボランティア・区民活動センター」では、様々な講座を開催し、広く関心を引く工夫を行っています。今後、さらに内容の充実を図り、安心して生活できる地域共生社会の実現を目指します。
	３　福祉教育の推進					
40	団体	メール	計画事業「小中学校での福祉教育の推進」について。区には、思いやりの心を育てるために教育委員会が作成した「Be　Together」という中学生向けの素晴らしい冊子があり、共生社会の実現に向けた保護者のメッセージも含まれている。この冊子を小学生向けの福祉体験学習ハンドブックと同様に有効活用してほしい。「Be　Together」には、特別支援学校についての記載もあるが、当事者である特別支援学校の生徒へは配付されていないのが現状である。当事者である特別支援学校の生徒（保護者）にも配付し、相互理解にぜひ役立ててほしい。	教育指導課	4	「Be　Together」については、目黒区立中学校に学籍を置く生徒を対象に、特別支援教育の理解を目的として発行しています。また、特別支援学校には参考として一部ずつ送付いたします。目黒区立学校と副籍をおく特別支援学校の生徒等への追加の配布に関しては今後の検討課題とします。

番号	区分	種別	意　見（要旨）	関係所管	対応区分	検討結果（対応策）
	４　権利擁護の推進					
41	個人	メール	成年後見制度の具体的な活用や実務について、権利擁護センターめぐろとの連携も速やかに実施し、画一的なルートではなく（一般と専門を同時に実施等）、事案に応じて臨機応変に利用者の最善の利益を考慮する仕組みが必要ではないか。権利擁護センターと地域包括支援センターの連携強化で、この仕組みをつくっていってはどうか。	健康福祉計画課 福祉総合課	3	権利擁護センターめぐろでは、地域包括支援センターの圏域ごとに相談員が対応しています。成年後見制度の利用を進めるに当たり、地域包括支援センターと権利擁護センターめぐろが緊密に連携し、迅速に対応していきます。
42	個人	メール	権利擁護に関わる制度の理解促進、悪質商法等の被害の防止について。高齢者の施設入所に伴う情報量、交渉力格差を目の当たりにした。消費者契約法等、契約に関する知識不足から主体者たる高齢者ではなく、家族や支援者の思いだけで契約を交わしていないか、適正な説明を事業者は行っているのだろうか。施設入所契約など具体性をもって、契約に関する前提知識を各地域包括支援センターの社会福祉士を中心に学ぶ機会があってもよいのではないか。	健康福祉計画課 福祉総合課 産業経済・消費生活課	3	地域包括支援センターでは、様々な相談に応じ、相談者に寄り添った支援を行っています。地域包括支援センター職員のスキルアップ研修等を活用して、施設入所の契約における留意事項等、相談支援において具体的に役立つ知識等の理解を深めていきます。
43	個人	メール	虐待防止に向けた取組の充実について。高齢者虐待だけでなく世帯全体の虐待を防止し、早期発見していくために、福祉総合課、地域包括支援センター、障害者支援課（将来的には基幹相談支援センターか）、子ども家庭支援センター、発達障害支援センターの関係機関で合同の研修会、連絡会を開催して、連携を強化していく必要がある。虐待防止に取り組むに当たり、訴訟の問題もあるため、地域包括支援センター職員や事業所職員が法律的な根拠を持って安心して対応できるように、地域包括支援センターや区の顧問弁護士を配置してはどうか。	高齢福祉課 障害者支援課 障害施策推進課 福祉総合課 子ども家庭支援センター	4	虐待を未然に防ぐとともに、虐待の早期発見と迅速な対応が必要なため、区の関係機関との連絡会等を通して情報を共有し連携をとっているところです。法律的な根拠が求められた際は、国や東京都の関係機関のほか、弁護士等の有識者に助言を受けながら対応しています。 顧問弁護士の配置については他区で配置されている例もあるため、今後の検討課題であると考えます。

番号	区分	種別	意　見（要旨）	関係所管	対応区分	検討結果（対応策）
６　ひきこもりの長期化・社会的孤立の防止						
44	議会	持参	主な施策等の新たな取組で、「ひきこもり状態にある人への支援の推進」、「社会的なつながりが弱い人への支援」を掲げているが、新型コロナウイルス感染症による外出自粛への対応も必要となることから、施策の一つに「自宅に居がちな人も社会や地域とつながる仕組みづくり構築」を要望する。	健康福祉計画課 福祉総合課	2	地域のネットワークの強化を図り、地域社会に参加していく仕組みづくりが重要だと考えます。地域での社会的孤立を防止するために、社会福祉協議会にコミュニティ・ソーシャルワーカーを配置し、コミュニティ・ソーシャルワーク機能の強化による地域づくりを推進していきます。
45	議会	持参	地域における見守り活動の推進とある。困難を抱えた区民に対する支援は、複雑で解決するためには大変なスキルと労力がかかる。適切な支援に結びつけるためにも、地域の見守りに丸投げしないこと。	福祉総合課	3	地域住民による気づきや相談は、いち早く支援につなげるために必要不可欠です。地域の見守り活動を推進しつつ、適切な支援に結び付けるために協働しながら、積極的なアウトリーチ（訪問支援）を行っていきます。また、複合的な課題を抱える区民に適切な相談対応が行えるよう、職員の対応力向上についても適宜、研修を実施し、スキルアップを行っていきます。
46	議会	持参	ひきこもり状態にある人への支援では、保健衛生の医療的ケアと就労支援など所管を超えた連携によって、包括的に支援する体制を強化すること。	福祉総合課	2	ひきこもり状態にある方の中には、保健・医療分野の関わりが必要な方もおり、保健所・保健センターをはじめ、分野横断的な様々な支援機関との連携が重要であると認識しています。引き続き連携強化に努めていきます。
47	議会	持参	ひきこもりの相談支援の充実について。ひきこもり相談会では、委託先での相談に終わらせず、区として、その後の具体的な支援を行うこと。	福祉総合課	3	ひきこもり相談会において、相談終了後にはカンファレンスを行い、今後の方向性についての確認を行っています。必要な支援につながるよう関係機関と連携しながら継続した支援を行っていきます。
48	議会	持参	ひきこもりの解決に向けては、実態を把握し、一人ひとりに向き合った長期的な支援体制が必要である。区として、個別の長期的な支援計画をつくり、支援を行うべきである。	福祉総合課	3	ひきこもり支援は、伴走型支援ともいわれるように、長期的な支援が必要であり、自立相談支援機関である「くらしの相談係」では、個別支援計画を立て支援を行っています。一人一人の実態を十分把握し、支援計画の見直しを適宜行いながら、支援の充実を目指します。

番号	区分	種別	意　見（要旨）	関係所管	対応区分	検討結果（対応策）
49	団体	FAX	ひきこもり状態にある人の原因が、化学物質過敏症の発症である場合には、話を聞く場所や、担当者にも配慮しないと対応が不可能である。室内の空気や柔軟剤、合成洗剤等の香料に反応してしまうためである。主婦や子どもが発症者の場合は、家族がいるため大丈夫だが、独身者の場合、働くことが不可能となり生活困窮者となってしまう場合もある。病気を理解し、化学物質過敏症患者に救いの手を差し伸べてください。面談の際には、化学物質過敏症患者のためのカフェも利用してもらいたい。過敏症になり学校へ行けなくなった子どもたちには、新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着いたら、このカフェで遊んでもらいたい。病気で毎日不自由な生活をしているので、患者同士、友達になれたら人格形成においてもよいと思う。	福祉総合課 健康推進課 保健予防課	3	ひきこもりの方の相談者の中には、化学物質過敏症の方もおり、医療面の相談が必要な方もいます。化学物質過敏症の方をはじめ、ひきこもり状態にある人が、相談できる場所や安心して過ごせる居場所づくりは、ひきこもりの支援の重要課題であると認識しています。 ひきこもりの原因は様々ですが、一人一人の背景に寄り添いながら、長期的な支援を行っていきます。
50	個人	持参	ひきこもりの長期化・社会的孤立の防止について。子ども食堂などの活動は、最近活発になっているが、義務教育を終えた以降の若者の居場所がない。高校生から若者の居場所づくりについても計画に盛り込んでほしい。	福祉総合課 子育て支援課 生涯学習課	3	「目黒区基本計画」の補助計画である「目黒区子ども総合計画」において、児童館における中高生の居場所の拡大を図ることとしています。中高生にとって児童館が魅力ある居場所となるよう、環境整備を目指していきます。また、青少年プラザ等で青少年を対象とした学習や交流の機会を提供していきます。
7　生活困窮者に対するセーフティネットの充実						
51	議会	持参	生活困窮者が行政の支援から排除されたり、適切な支援を受けられず、路上生活にとどまる中で事件や事故に巻き込まれるなど、昨今、深刻な事例が起きている。こうした問題をとらえ、新たにソーシャルインクルージョン（社会的包摂）の理念が盛り込まれたことは評価できるが、意識啓発にとどまることなく、生存権を保障する地方自治体の責任を明記すべきである。	生活福祉課 福祉総合課	3	生活保護制度は、憲法第25条に規定する理念に基づき、国の責任で、生活に困窮するすべての国民に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障しています。また、生活困窮者自立支援法第4条にも、関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業の責務について定められています。法の理念に沿って、生活困窮者の生存権及び基本的人権を保障する取り組みに努めていきます。

番号	区分	種別	意　見（要旨）	関係所管	対応区分	検討結果（対応策）
52	議会	持参	コロナ禍で、セーフティネットの充実がますます重要である。暮らしに困っている人にこたえる福祉総合課の対応機能を強化し、土日や夜間でも相談できる体制をつくること。	福祉総合課	2	相談支援体制の充実を目指すとともに、地域及び関係機関と顔の見える関係づくりを進め、幅広い分野の窓口で、生活困窮などの課題を抱えている方の初回の聞き取りを実施し、適切な相談場所へつなげることを目指します。 なお、コロナ禍で生活上の不安や悩みが増えていることから、令和２年９月から毎月第4日曜日に、福祉の相談窓口（サンデーコンシェルジュ）を開設し、福祉の総合相談を行っています。
53	議会	持参	生活保護のケースワーカーを増員すること。	生活福祉課	3	社会福祉法第16条に基づく特別区（市）の職員定数は、受給世帯80世帯につき1名の現業員配置を標準とすることとされています。法に基づく職員数を確保するとともに、多様な問題を抱えている被保護者を適切に支援できるよう、組織執行体制の充実に努めていきます。
54	議会	持参	生活保護者に対する区独自の夏・冬加算を行うこと。	生活福祉課	3	加算を含めた生活保護費は国で基準が定められているため、区独自で加算を実施することは困難です。国への保護の実施要領の改正に関する意見において、目黒区として要望しています。被保護者が健康で文化的な生活ができるよう、引き続き支援していきます。
55	議会	持参	住まいを失った生活困窮者が相談に来た際には、住宅確保までの間、劣悪な民間施設ではなく、公的な宿泊施設に入居できるように整備すること。	生活福祉課 福祉総合課	4	住まいを失った生活困窮者に対し、特別区人事・厚生事務組合の宿泊所、TOKYOチャレンジネットの緊急一時宿泊所などを活用して支援しています。また、生活保護申請時に住まいがない受給者には、厚生関係施設や社会福祉法に定める無料低額宿泊所を利用しています。具体的な基準等は国が定めていますが、指導等は東京都が行うこととなっています。引き続き、宿泊施設を利用する生活困窮者の自立に向けた支援に努めていきます。

番号	区分	種別	意　見（要旨）	関係所管	対応区分	検討結果（対応策）
56	個人	メール	生活困窮から命を守れ。「生活保護の申請は国民の権利です」。「生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください」「住むところがない人でも申請できます」「持ち家がある人でも申請できます」「必要な書類が揃っていなくても申請は出来ます」と生活保護の申請を呼びかける取り組みを明記すること。訪問含めきめ細かい対応ができるよう公務員ケースワーカーを増員することを計画に明記せよ。	生活福祉課	3	生活困窮者自立支援法に基づく相談窓口と生活保護相談の窓口と綿密な連携を図り、より適切な支援に努めます。ケースワーカーについては社会福祉法に基づく職員数を確保するほか、専門性の高い非常勤職員を配置し、ケースワーカーと連携して一層きめ細かい対応を行っていきます。
	8　災害時要配慮者支援の推進					
57	議会	持参	福祉避難所を増設すること。	健康福祉計画課 防災課 高齢福祉課 障害施策推進課 保育課	2	福祉避難所は、地域避難所での生活が困難な要配慮者を受け入れる施設として、区内の特別養護老人ホーム、障害福祉施設、保育園等を指定しています。 避難者がそれぞれの状態に応じて、安心して避難生活が送れるよう、区は上記施設が区内で開所する機会等を捉え、福祉避難所の新規指定に関して積極的な働きかけを行います。なお、令和3年度中に新設される特別養護老人ホーム（2施設）、障害福祉施設（1施設）についても、福祉避難所としての指定を行います。
58	議会	持参	要配慮者の個別支援プランを早急につくること。	健康福祉計画課 福祉総合課 障害者支援課	2	災害発生時に、的確な支援を迅速に行えるよう、一人ひとりの状況に合わせた個別支援プランの作成を進めていきます。
59	議会	持参	要配慮者が在宅で 72 時間避難できるような支援体制を早急に構築すること。	健康福祉計画課 防災課 福祉総合課 高齢福祉課 障害者支援課	3	区では、災害発生から3日以内に行う業務として、避難行動要支援者名簿登載者の安否確認や、安否確認で収集した情報を基に行う在宅者等への支援等を挙げ、マニュアルを作成し、体制を組んでいます。また、要配慮者向け防災行動マニュアル「日頃の備え」について、引き続き周知に努めます。

番号	区分	種別	意　見（要旨）	関係所管	対応区分	検討結果（対応策）
60	団体	FAX	国会でも決定したように、化学物質過敏症患者は、災害時要配慮者となったので、避難行動要支援者名簿の作成をお願いする。	健康福祉計画課	3	避難行動要支援者名簿（対象者名簿・登録者名簿）は、災害時に、自ら避難することが困難で、円滑で迅速な避難のために特に支援が必要となる方を登載する名簿です。 対象者名簿は、介護保険の要介護認定を受けた方や障害のある方等をはじめ、希望する方も登載しています。登載のご希望はいつでも受け付けています。
第２節　地域包括ケアシステムの深化・推進						
１　地域包括支援センターの機能強化						
61	議会	持参	地域住民の福祉の身近な相談窓口として、地域包括支援センターの役割はますます重要である。特に、コロナ禍で困ったときに、いつでも誰でもすぐに相談できる体制づくりは急務である、夜間休日の相談体制の確立を図ること。また、くらしに困ったときの相談窓口を区民に周知すること。	福祉総合課	2	新型コロナウイルス感染症の影響により、地域での見守り活動が弱まり、地域包括支援センターに期待される役割も大きくなっています。 現在、平日は午後 7 時まで窓口を開設しており、夜間・休日に地域包括支援センターにかかった電話は留守番電話に転送され、緊急時には夜間・休日でも対応しています。。 相談窓口の周知については、様々な機会をとらえ、積極的に行っていきます。
62	議会	持参	地域包括支援センターは、現在の5か所をさらに増設すること。	福祉総合課	3	「住民に身近な保健福祉の総合相談窓口」として地域包括支援センターを位置づけ、より身近な地域で相談できるよう、窓口の充実を図ります。出張相談の場所や回数の拡充、支所等の設置について検討を進め、設置場所確保等の状況により順次開設を目指す計画としています。

番号	区分	種別	意　見（要旨）	関係所管	対応区分	検討結果（対応策）
63	個人	メール	地域包括支援センターの増設を。現在の5か所を 10 か所（5地区各2か所）に増やすこと。少なくとも1か所は専門職を区職員とし直営で運営すること。23 区人口 10 万人比の設置数は1.8であり下位である。また、地域包括支援センターの人員体制の強化が必要と指摘しながら、具体的な目標数値の記述がないので説明すること。	福祉総合課	4	平成31年4月に区の組織を再編し、「福祉の総合相談窓口」となる福祉総合課を設置しました。区直営の地域包括支援センターの設置予定はありませんが、現在、福祉総合課に保健師・社会福祉士・精神保健福祉士等、医療・福祉の専門職を配置し、地域包括支援センターの後方支援を行っています。 地域包括支援センターの設置数は 23 区において下位ではありますが、1か所当たりの職員配置数を厚くしており、安否確認や緊急時の職員の複数対応等、規模の大きさを生かした事業運営を実施しています。
64	個人	メール	制度の狭間の課題等への対応や、最近では新型コロナウイルス感染症の影響で解雇や雇止めに遭った人、感染予防対策のため営業時間短縮要請等により営業収入が減少して廃業を余儀なくされた自営業者等、生活困窮に陥った社会的弱者への支援が求められている。雇用は一層厳しさを増していくと思われ、今後、生活困窮者からの相談が一層増えるのではと危惧している。 地域包括支援センターが「住民に身近な保健福祉の総合相談窓口」として、できるだけ制度利用につながるように支援していくことが何よりも大切である。日頃から国・都・区等の施策や事業等に絶えずアンテナを張り、必要な情報を正確に区民に提供していくことが必要である。引き続き、区や関係機関等と連携を図りながら、支援者に寄り添い、地域での活動を展開する取組を続けてほしい。	福祉総合課	2	地域包括支援センターが「住民に身近な保健福祉の総合相談窓口」としての役割を果たしていくために、区は、地域包括支援センターに様々な情報提供を行っているほか、毎月1回、区の関係部署と地域包括支援センターによる地域包括支援センター運営連絡会を開催しています。当連絡会では、地域包括支援センターからの報告等を通じて現場の課題を共有しています。個別ケースについては、担当所管と地域包括支援センターが連携して、迅速に対応しいます。今後とも、区と地域包括支援センターと関係機関等と連携を図り、伴走型支援を継続していきます。

番号	区分	種別	意　見（要旨）	関係所管	対応区分	検討結果（対応策）
	2　介護サービス基盤の整備と家族介護者等への支援の充実					
65	個人	メール	介護サービス基盤の拡充と経営支援強化、特別養護老人ホームの増設とともに空きベッド対策の強化を。新型コロナウイルス感染拡大による介護事業者の経営危機が深刻化している。特別養護老人ホームの待機者が多数いるもとで既存の施設の空きベッドが生じている問題を解決することも重要な課題となっている。	高齢福祉課 介護保険課	3	特別養護老人ホームで退所者が生じた場合には、速やかに新たな入所者をご案内しており、入所率は常に高い状況となっています。 入所者の入院等により、一時的に空床が生じた場合には、一般的に、概ね3か月程度は回復を待つ期間を設け、その間は、ショートステイ利用者の受入れを行っています。 特別養護老人ホームの入所希望者の長期待機を解消するため、引き続き、整備を促進します。
	3　生活支援サービスの充実					
66	個人	メール	計画事業「非常通報システム設置事業の実施」について。せっかく設置しても、中からドアチェーン等を掛けてしまうと、開錠に時間と費用が出てしまう。そのことをチラシの説明に加えたほうがよい。	高齢福祉課	3	非常通報システムでは緊急時に速やかに対応できるよう、ご利用者宅の鍵を委託事業者が預かっています。 緊急時の対応についてはチラシに記載しているところですが、頂戴したご意見を踏まえ、分かりやすい説明に努めていきます。
67	個人	メール	「ひとりぐらし等高齢者登録」という名称は、独居のみを連想されるので、案内の際には、ほぼ必ず「一人暮らしではないですが」と言われる。例えば「高齢者見守り登録」といった名称に変更してはどうか。	高齢福祉課	3	ひとりぐらし等高齢者登録は、一人暮らしの方を中心に高齢者世帯や日中独居等の方々も登録対象としています。この事業は、安否確認などの高齢者向けサービスの受給要件としています。 名称については、一目で分かる名称が適切との考えのもと、「ひとりぐらし等高齢者登録」としているところですが、ご意見を踏まえ、分かりやすい説明に努めていきます。

番号	区分	種別	意　見（要旨）	関係所管	対応区分	検討結果（対応策）
68	個人	メール	ひとりぐらし等高齢者登録をしている人で、施錠したまま室内で倒れているような緊急事態に、本人や緊急連絡先の人に、鍵を交換する了承が取れない場合も多々ある。ひとりぐらし高齢者等登録の申請書に、緊急時に鍵の交換を行うことを了承する文言を入れるのはどうか。もしくは、本人が支払えない場合に備えて、予算に入れることはできるか。	高齢福祉課	3	ひとりぐらし等高齢者登録は各種高齢者向けサービスの受給要件としていますので、適切なサービスを提供できるよう、多くの方に登録をしていただきたいと考えています。 緊急対応時の鍵の交換はあくまで最終的な手段であり、鍵の交換の了承を得ることを申請要件とすることによって登録者数に影響が出ることがあると思われます。ご意見を踏まえ、分かりやすい説明に努めていきます。
	4　住まいの確保					
69	議会	持参	「住まいは社会保障の基本である」といわれている。住宅が確立されなければ、福祉の支援が行き届かないからである。しかし、現在、区では、高齢者や障害者、生活困窮者など住宅確保要配慮者は、家賃が高く住み続けられない状況が起きている。公営住宅の整備が急務である。区として、更なる区営住宅、高齢者福祉住宅の増設を図ること。増設計画をつくること。	高齢福祉課 住宅課	3	公営住宅及び高齢者福祉住宅の整備については、第6次目黒区住宅マスタープランの中で、区有施設の見直しの取組みを踏まえつつ、大規模改修・建替えの機を捉えて対応していく旨定めています。高齢者福祉住宅については、引き続き、国公有地の活用や既存の区有施設の転用等により整備することを検討していきます。
70	議会	持参	資産を持たない高齢者が新たに賃貸住宅に入居することは非常に困難である。家賃が高く、引っ越したくてもできない高齢者が追い詰められている現状がある。高齢者の住み替えの相談や支援を強化すること。	高齢福祉課 住宅課	3	高齢者の住宅に関する相談については、相談内容により関係所管と連携し対応しています。引き続き、民間賃貸住宅の情報提供や家賃助成制度など、関係所管と連携し対応していきます。
71	議会	持参	高齢者が安心して住み続けられるように、区の高齢者世帯等居住継続家賃助成の助成期間6年を延長してほしい。	住宅課	5	家賃助成制度については、区民の皆さんが安心して住み続けられるよう支援しているものです。限られた財源の中での事業ですので、公平・公正の観点から助成期間の延長は厳しい状況となっています。
72	個人	メール	計画事業「高齢者世帯等居住継続家賃助成」について。助成期間終了前に、対象者の実態把握が必要ではないか。高齢者の場合、年金収入が主で増収が期待できないだけに、助成期間が終わり、その分、年齢も高くなり、生活困窮になるケースがある。事前に関係機関と連携があったほうがよい。	住宅課	3	家賃助成の最終年に、助成金が終了する旨を通知しており、また、生活が困難である方からの相談についても、福祉部門と連携して対応しています。引き続き、関係部署と連携を強化し、高齢者を支援していきます。

番号	区分	種別	意　見（要旨）	関係所管	対応区分	検討結果（対応策）
73	個人	メール	計画事業「民間賃貸住宅の情報提供」について。高齢になるほど、緊急連絡先がない等で、紹介物件は期待できないと窓口で言われる。本庁窓口まで出向いて情報提供の申し込みができる人が自立していることになると言われるが、総合庁舎まで出向けないが、住まいから徒歩圏内なら可能な人もいる。 くらしの相談窓口（福祉総合課）で、転居費用を出せることが分かれば賃貸物件紹介が可能とも説明を聞いたが、分かりづらく、制度が二重とも受け取られる。転居費用について、社会福祉協議会の貸付は、収入が転居先家賃の3倍が条件である。目黒区は、家賃相場が高いため、それくらい出せる区民であれば、貸付条件に該当がなく、今まで貸付した例がないと聞いた。この問題の解決はないものか。区で転居費用貸付や借上げの民間賃貸住宅の提供はないものか。	福祉総合課 高齢福祉課 生活福祉課 住宅課	3	くらしの相談窓口では、生活困窮世帯を対象にした、TOKYO チャレンジネットの住情報提供システムを活用して物件探しを実施しています。また、生活保護受給者に対しては、物件情報の提供、不動産業者への同行、賃貸借契約の手続きの同行などの住宅確保支援を行っています。 また、住宅に困窮する高齢者が自立して地域で居住生活できるよう、高齢者福祉住宅を提供しています。現在、借上げにより提供している高齢者福祉住宅は9住宅（単身用112戸、世帯用10戸）ありますが、第6次目黒区住宅マスタープランでは、今後新たな借上げは行わないものとしています。 民間賃貸住宅の情報提供事業等、住宅確保に特に配慮が必要な方への支援においては、福祉施策と住宅施策の連携を強化し、対応を充実させていきます。
74	個人	持参	訪問看護師として仕事をしてきたが、一人暮らしで認知症の人、経済的事情・年金だけで暮らしている人は、目黒区に暮らし続けることが難しく、施設は県外に求めて転居した人もいた。90 歳過ぎても長く馴染んだ土地を離れなければならない事例も少なくない。本人が望むなら、住み続けられること。一人での住まいが難しくなったときに入れる施設ではなく、シェアハウスをつくることが必要だ。	高齢福祉課 健康福祉計画課	3	近年、一つの賃貸物件に親族ではない人達が共同で生活する共同居住型賃貸住宅（いわゆるシェアハウス）が注目されていることは認識しています。高齢者や障害者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の専用住宅として登録された共同居住型賃貸住宅は、国のセーフティネット制度による支援制度があります。区においても、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、引き続き福祉施策と住宅施策の連携を強化し、支援していきます。

番号	区分	種別	意　見（要旨）	関係所管	対応区分	検討結果（対応策）
75	個人	持参	高齢者だけでなく、シングルマザー等、いわゆる血のつながりはないが、家族に近い支え合いの家をつくっていく必要がある。24時間誰かがサポートしてくれる（居る）安心と、本人も何らかの役割を持って生きていけるような家をつくっていきたい。行政として、他の課とも協力して、空家、土地活用をしたい人とのマッチング等、積極的に検討することを願う。モデルケースがうまくいけば、必ず需要は広がり、ビジネスとしても成り立つと思う。まずは、区が動けば、受け手側も安心（信用）すると思う。微力ながら協力したいと思う。	都市整備課	3	目黒区空家等対策計画において、基本方針2として空家等の利活用についてまとめました。関係課と協力し、人の交流や賑わいを生み、地域が活性化するような利活用や公共的利活用を検討し、支援していきます。
５　在宅医療と介護・福祉の連携						
76	議会	持参	急性期の病院から回復期へ移行し、さらに在宅へと移行していく場合、関係機関が連携し、切れ目のないサービス提供が必要である。また、サービスの提供に時間的ロスが出てしまうと、一気に状況が悪くなる可能性がある。利用者側の意識や体の変化等を情報収集して、利用者に配慮した「専門職同士の連携」を支援する取組を要望する。	福祉総合課	2	区では、地域包括支援センターに在宅療養コーディネーターを配置し、在宅療養生活に関わる全般的な相談・支援を行っています。今後も多職種研修の実施等、顔の見える関係づくりとともに、相互の理解を深め、連携の強化に取り組んでいきます。
第３節　生涯現役社会・エイジレス社会の推進						
２　社会参加・居場所づくり・就労支援の推進						
77	個人	メール	老人いこいの家の機能の充実について。以前、子育て世代の居場所づくりに使用できないかと照会したが、老人のための施設であるため、不可と回答があったと聞いている。高齢者の活動を優先としながらも、柔軟に多世代型交流拠点として安価で会場提供ができたらよいのではないか。	高齢福祉課	2	老人いこいの家の設置目的等については、「目黒区老人いこいの家条例」において、「老人の福祉を増進するため」としています。ただし、時代の変化とともに、老人いこいの家に求められる役割も変化してきています。このため、高齢者の生きがいづくり等の活動拠点としてだけでなく、地域の人たちが気軽に立ち寄り、集える場所としての機能も充実させ、世代間交流事業の推進を図っていきます。

番号	区分	種別	意　見（要旨）	関係所管	対応区分	検討結果（対応策）
78	個人	メール	老人いこいの家について。名称に「老人」ではなく、他にネーミングはないものか、世田谷区では、過去に名称を公募し、「老人会館」を「ひだまり友遊会館」とした例があったと記憶している。	高齢福祉課	4	「老人」という言葉に抵抗感があるとの意見があり、施設や施策のネーミングとなっている「老人」という言葉を変更した自治体があることは認識しています。本区においても、「アクティブシニア」を連想させるような名称に変更するべき旨のご意見を頂いています。一方、「老人いこいの家」という名称について、愛着があるなどを理由に現状維持を求めるご意見も一定数あります。 このため、施設名称の変更については、皆様からのご意見、社会情勢、分かりやすさ等、幅広い視点から検討を進めていく必要があると考えています。
79	個人	メール	高齢者たちの人生に貯蓄された技を発揮でき、社会貢献の喜びを得るような場を設けてはどうか。昔の得意分野を思い出すことができ、生きがいを得られると思う。高齢者の生きがいになって、子育ちの支援も充実し、だれと出会っても家族のように挨拶し合えるような社会となることを期待している。	高齢福祉課	3	高齢者の経験や技能を活用することは、地域社会にとって欠かせないことであり、高齢者のいきがいになると考えています。シルバー人材センターへの支援等により、地域社会での高齢者の活躍の場といきがいの創出に取り組んでいきます。
第４節　障害のある人への支援の充実						
１　身近な地域で暮らし続けていくことができる仕組みづくり						
80	個人	メール	計画事業「基幹相談支援センターの整備による相談支援体制の構築」について。今後、基幹相談支援センターが設置された場合、区民や介護保険事業所が分かりやすいように、障害者施策における基幹相談支援センターの役割と地域包括支援センターの役割を明確にする必要がある。	障害施策推進課 福祉総合課	3	基幹相談支援センターは、主に事業者を対象として、地域の相談支援事業の機能強化と支援力向上のため、相談支援事業者のバックアップ、福祉人材の育成、障害福祉サービス・関係機関との連携等の役割を担います。 地域包括支援センターは、障害のある人をはじめ住み慣れた地域で生活し続けられるよう、様々なご相談や支援を提供する役割を担います。

番号	区分	種別	意　見（要旨）	関係所管	対応区分	検討結果（対応策）
第５節　子育て・子育ちへの支援の充実						
１　子育て・子育ちへの支援						
81	個人	メール	子育て世代包括支援センター事業について。計画年度におけるアクションとして、「継続」のみの記載にとどまり、特段検討がされていない印象である。計画期間において利用可能な施設の拡充、対象者への案内を推進していただきたい。	碑文谷保健センター 保健予防課	3	産後ケア事業については、ニーズに応じたサービスを提供できるよう訪問型、宿泊型、通所型の各事業内容の改善を検討しながら継続して進めていきます。また、現在は「母子モ（子育てアプリ）」などにより周知するとともに、妊娠届時の面接や新生児訪問の機会をとらえて個別にご案内していますが、案内方法についても、さらに工夫に努めていきます。
82	議会	持参	産前・産後支援ヘルパー派遣について。出産予定日の1か月前から出産後6か月以内に限定した産前産後支援ヘルパー派遣を、出産後2歳まで利用できるように拡充してほしい。	子ども家庭支援センター	4	ヘルパー派遣については、利用者の意見を参考にしながら、より多くの人が利用しやすいよう、制度について継続して検討していきます。
83	議会	持参	病後児保育について。コロナ禍で、病後児保育の継続が困難になっている。計画にあるように病後児保育を各地区に1か所ずつ整備するためには、区として財政的な補償を行うべきである。	保育課 保育計画課	6	コロナ禍で利用受入れの低下が見られますが、施設の維持継続のため、毎月の運営補助金において財政支援を行っています。各施設からは、コロナによる継続困難な状況は報告されておりません。
84	個人	メール	子どもの居場所の充実のために。児童館における中高生の居場所の拡大について。一定のスペースを確保し、中高生の利用時間を顧慮して、中高生を対象にした利用の促進は大切である。その際、小中学生との交流とともに、「すみ分け」や高校生の自主性を重んじたプログラムの工夫の検討が必要ではないか。	子育て支援課	2	区内の3館は中高生対応として、午後8時までの時間延長を行い、居場所を提供しています。また、区内の全児童館では、中高生コーナーや中高生タイム、イベントを実施しています。 今後も、中高生の意見を尊重し、ニーズに合った環境整備を目指します。
85	個人	メール	子ども居場所の充実のために。学童保育クラブの充実について。放課後フリークラブ（ランドセルひろば）や児童館利用者においても、本来、学童保育クラブを必要とする児童がいるのではないか。子どもの健全育成と保護者の就労支援のために、学童保育クラブ増設と職員体制を充実してください。	子育て支援課 放課後子ども対策課	2	学童保育クラブについては、放課後子ども総合プランの本格実施を見据えて、施設条件等が整った小学校内に順次整備していきます。小学校内に学童保育クラブが整備できない場合、これまでと同様に区有施設や民間活力の活用による整備等も検討していきます。 職員配置につきましては、クラブの単位、支援単位、クラス運営、在籍人数を考慮し、適正に配置していきます。

番号	区分	種別	意　見（要旨）	関係所管	対応区分	検討結果（対応策）
第６節　健康で安心して暮らせるまちづくり						
１　健康危機管理対策の充実						
86	議会	持参	主な施策等に感染症への対応を掲げているが、現在は、新型コロナウイルス感染症対応が必要となっているものの、大きな視点でとらえれば、「新たな疫病への対応」も追加したほうがよい。	感染症対策課	2	計画事業の一つである「新型インフルエンザ等対策の推進」に掲げる、新型インフルエンザ等対策行動計画及び対応マニュアルに基づく防疫活動は、新型コロナウイルス感染症のみならず、疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる「新感染症」も含まれることから、意見の趣旨に沿って計画を推進していきます。
87	議会	持参	コロナ禍に対応する保健所職員は、時間外労働をするなど現場は疲弊している。保健所職員の増員を行い、体制を強化すべきである。そのためにも、区として、今回のコロナ禍を教訓にした保健所職員の増員や、職員研修など、今後のパンデミックに備えた体制の強化を計画に盛り込むべきである。	感染症対策課 健康推進課	3	現在は、全庁的な応援体制を組んで職員体制を確保しています。 また、会計年度任用職員や派遣職員の活用など、あらゆる方法で保健所体制の強化に努めています。今回の対応を基に、健康危機管理マニュアルの改正を行うなど、平時の対応も含めて今後に備えていきます。
88	個人	メール	新型コロナウイルス感染症から命を守れ。今回の計画での位置づけと具体的記述が極めて不十分である。目黒区感染症地域医療体制協議会を機能させることが求められている。様々な機会を通じて目黒区医師会や各医療機関から報告を受けていることが計画に反映されていない。	感染症対策課 健康推進課	3	新形コロナウイルス感染症に係る連携や具体的な協議の場としては、必要に応じて医師会や医療機関との連絡会等を開催して提案や報告を受け、頂いたご意見を随時施策に反映させています。
89	個人	メール	PCR検査数も世界 149 位と大きく遅れている。政府の分科会でクラスター発生の 45%は医療機関や介護施設だ。そこを徹底的に検査して抑え込むことが必要であり、医療機関などが入院患者や従事者に一斉に行った社会的検査を全額国庫負担で支援すべきである。	感染症対策課 健康推進課	6	現在、集団感染が懸念される施設等のPCR検査については、施設等の状況を調査したうえで、必要に応じて区が実施しています。

番号	区分	種別	意　見（要旨）	関係所管	対応区分	検討結果（対応策）
90	個人	メール	住民の命と健康に責任を持ち、保健所が役割を果たせるように体制強化を図ることは喫緊の課題であるが、人員体制は緊急事態に対応できない数になっている。有事にもすぐに対応できる余裕を持った保健師数の配置が必要だ。職員の増員については、計画素案に具体的な記述がないが、目標数値を掲げるべきだ。	感染症対策課 健康推進課	3	現在は、全庁的な応援体制を組んで職員体制を確保しています。 また、会計年度任用職員や派遣職員の活用など、あらゆる方法で保健所体制の強化に努めています。今回の対応を基に、健康危機管理マニュアルの改正を行うなど、平時の対応も含めて今後に備えていきます。
91	個人	メール	感染集積地（エピセンター）を明確にし、「面の検査」を。その地域の住民や働く人の網羅的検査を行うこと、医療機関・高齢者施設等への「社会的検査」を行うこと、この2つの点で、無症状者を含めた積極的な検査戦略への転換をはかること。感染追跡を専門に行うトレーサーをはじめ、保健所体制の抜本的強化を計画に位置付けること。	感染症対策課 健康推進課	4	PCR 検査に対する区の基本的考え方としましては、陽性適中率に鑑みて感染している可能性の高い人たちを対象として検査を行うことが必要不可欠であると考えています。いわゆる「社会的検査」については、地域の感染状況を踏まえた判断が必要であり、令和 3 年1月22日付の厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部の事務連絡に基づき、対応していきます。 保健所の感染症対策の在り方については、国・東京都の動向も注視しながら、引き続き検討を進めていきます。
92	個人	メール	世田谷区では、「PCR検査センター」に大量検査が可能なオートメーションの検査機器を設置し、PCR検査の対象を社会的検査に拡大している。杉並区では、区立の「衛生試験所」をオープンし、そこでPCR検査を開始した。職員は、衛生監視職や食品衛生監視から課内異動で対応しているが、2021 年度に向けた増員を要求している。墨田区では、保健所の検査室を維持してきたことから保健所自ら集団検査に取り組んでいる。約2時間で最大 100 検体のPCR検査ができる最新型の機器を導入し、国立感染症研究所の指導を受けて、臨床検査技師を中心に実施している。また、検査体制が確立してきた現状においては、陽性者の早期把握のために区内のコロナ陽性者の受検動向を検証し、住民意識のゆるみ対策を検討している。こうした具体的な施策を計画に盛り込む必要があると思う。	感染症対策課 健康推進課	4	PCR 検査に対する区の基本的考え方としましては、陽性適中率に鑑みて感染している可能性の高い人たちを対象として検査を行うことが必要不可欠であると考えています。 現在の民間における検査体制の充実を考慮すると、目黒区として直ちに「地方衛生研究所」設置を準備すべきとは考えていませんが、今後の感染症対策の在り方については、引き続き検討を進めていきます。

番号	区分	種別	意　見（要旨）	関係所管	対応区分	検討結果（対応策）
	２　健康づくりの推進					
93	議会	持参	本格的な高齢者社会への対応と障害者の障害段階の改善や維持において、屋外型の健康器具を設置することで、楽しみながら身体機能、健康増進を図る方法が健康づくりに寄与する方策となるため、追加を要望する。	みどり土木政策課 道路公園課	3	新規公園整備や公園等改良の際に、地域の方のご意見を踏まえながら、健康器具の設置に努めていきます。
94	個人	メール	親子の健康づくりの推進について。新型コロナウイルス感染防止のため外出を控える中、各推進事業のリモート実施も検討いただきたい。パパママの育児教室等は、講習・対面方式を前提にしていると理解したが、なかなか外出ができない状況下、受講者数が顕著に減少することのないよう各家庭からでも参加できる環境整備をお願いしたい。	保健予防課 碑文谷保健センター	2	パパママの育児教室をはじめ各種事業に安心して参加していただけるよう、オンラインによる講座開催等について検討を進めていきます。
95	議会	持参	がん検診について。50 歳以上の男性の前立腺がん検診の実施を計画に盛り込んでほしい。	健康推進課	5	国の指針では、死亡率減少効果が明らかな科学的根拠に基づくがん検診を実施することとされており、区のがん検診は、この指針を踏まえて事業を実施しています。前立腺がん検診については、国の指針に定めるがん検診とされていないことから、本区で実施する予定はありません。